

広島県告示第九百八十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定によって、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、広島県土木建築局道路河川管理課及び広島県西部建設事務所安芸太田支所において、令和八年十月十五日までの間、縦覧に供する。

令和八年十月一日

広島県知事 横 田 美 香

路 線 名	供 用 を 開 始 す る 区 間	供用を開始する日
県道千代田八千代線	山県郡北広島町南方字古屋之谷一三三五三番一地先から 山県郡北広島町南方字古屋之谷一三三六四番一先まで	令和八年一〇月一〇日